

令和5年度当初予算及び
令和4年度補正予算について

林野庁 木材産業課、木材利用課

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
建築用木材供給・利用強化対策

【令和5年度予算額 1,197,980 (1,256,578) 千円】
 (令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数)

＜対策のポイント＞

森林・林業基本計画で実現を目指すグリーン成長に向け、建築用木材の供給・利用の強化等のため、建築物への利用実証・普及等の都市の木造化等促進への支援を森林経営の持続性を担保しつつ行うとともに、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備への支援を実施します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和3年] →42百万m³ [令和12年まで])

＜事業の内容＞

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業 419,513 (376,382) 千円

都市部における**建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材等を含む）の利用実証**において、都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者等を優先的に支援します。また、**大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及**を支援するとともに、**2×4工法や木質パネル工法などに係る検証や建築関係法令改正への対応も含め、強度等に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及等**を支援します。 **資料3-1**

さらに、**森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した、顔の見える木材安定供給体制の構築**や、**木材産業における作業安全推進や外国人材の受入れに向けた条件整備**の取組、木材加工設備等導入の利子助成・リースを支援します。 **資料3-2**

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 778,467 (774,589) 千円

寸法の標準化等を通じてCLTを低コストで安定的に供給するための実証も含め、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、中高層・非住宅建築物へのCLTや製材等の利用に向けて、標準的な木造化モデルの作成等を通じた設計の合理化や容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。

さらに、**BIM※**を活用した設計・施工手法等の標準化に向けた検討、ESG投資等において建築物への木材利用が有効に評価されるための手法・指標や仕組みのあり方の検討等を行います。

※ BIM(Building Information Modeling)・・・コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



都市部における建築用木材の利用実証

強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発



顔の見える木材安定供給体制構築

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



CLTを活用した先駆的な建築物の実証

CLT等の利用に向けた技術開発

品質確保に向けた性能検証

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、**地域での合意形成の促進やセミナーの開催などを通じた木材輸出産地の育成、企業の連携によるモデル的な輸出の取組、中国・韓国・米国・台湾等における木造技術講習会の開催**を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 木材製品輸出産地育成

地域での輸出に取り組む機運を高め、合意形成を図るための**産地協議会の設置や運営、展示会でのPRやセミナーの開催等、木材輸出産地の育成を支援**します。

資料3-3

2. 日本式木造建築物等技術者育成

中国・韓国・**米国**・台湾における、建築士等を対象とした技術講習会や、国内における建築系の留学生等を対象とした木造技術研修会の開催を支援します。

3. 企業連携型木材製品輸出促進

企業連携によるモデル的な木材製品輸出の取組の募集・選定、選定したモデル的な取組への支援、成果報告会の開催の取組を支援します。

1. 輸出産地の合意形成、輸出に関するセミナー等を支援



産地における合意形成を支援



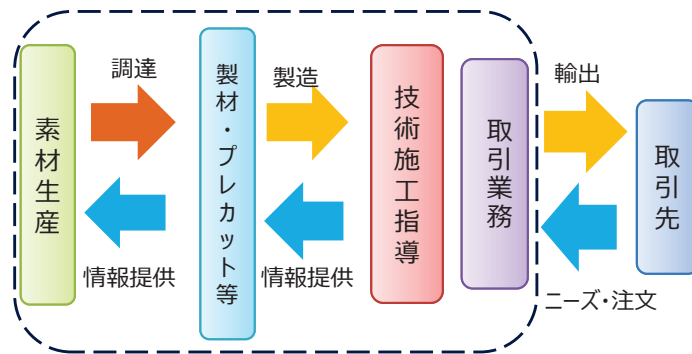
セミナーや展示会といった輸出に取り組む機運を拡大する取組を支援

2. 海外における施工技術者の育成を支援



木造建築物の技術講習会を開催

3. 企業連携による木材製品輸出を支援



企業連携により輸出先国のニーズに対応した木材製品を輸出

<事業の流れ>

国



民間団体等

＜対策のポイント＞

輸出拡大に向けた木材製品等の国際競争力強化のため、輸出先国におけるSNS等を用いたプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応するための性能検証等、特用林産物の販売促進の取組を支援します。また、きのこの知的財産保護に対する取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 日本産木材製品等の輸出支援対策

① 輸出先国の規格・基準等に対応した性能検証等支援事業

構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応するための性能検証等を支援します。

資料3-4

② 日本産木材製品の輸出拡大支援事業

付加価値の高い木材製品の理解促進を図り、海外販路を拡大するため、ターゲットとする輸出重点国（中国、米国、韓国、台湾）において効果的なSNS等を用いたプロモーション活動を支援します。

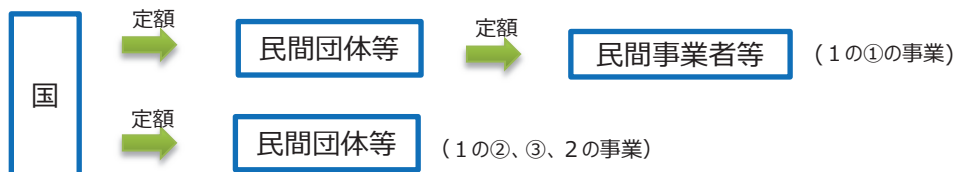
③ 特用林産物の販売促進活動

国産特用林産物について、魅力や品質等の理解醸成のために必要な情報発信等の販売促進活動を支援します。

2. きのこの知的財産保護対策

きのこ品種の育成者権の侵害実態の把握や簡易DNA鑑定技術の対象拡大など水際対策の体制整備を支援します。

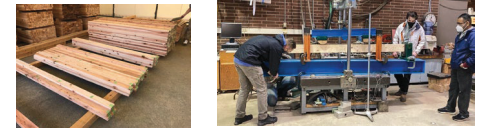
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

輸出先国の規格・基準等に対応した性能検証等支援事業

・輸出先国の規格・基準に対応した性能検証



日本産木材製品の輸出拡大支援事業

・輸出重点国におけるSNS等を用いたプロモーション活動



特用林産物の販売促進活動

・特用林産物の情報発信等の販売促進活動



きのこの知的財産保護対策

・DNA鑑定による海外における育成者権侵害実態の把握
 ・簡易DNA鑑定技術等水際対策の体制整備



【お問い合わせ先】

- (1の①の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2295)
- (1の②の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2299)
- (1の③、2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

木材製品の消費拡大対策

【令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数】

<対策のポイント>

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、木質建築部材の技術開発、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

<事業の内容>

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

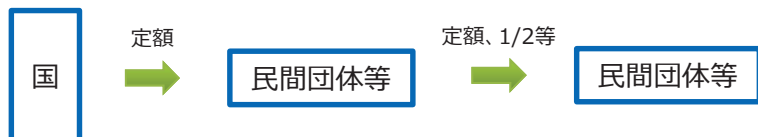
JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

資料3-5

<事業の流れ>



<事業イメージ>

木材製品の消費拡大対策



Hafnium Architects (福山弘) / 建築写真

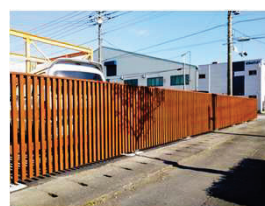
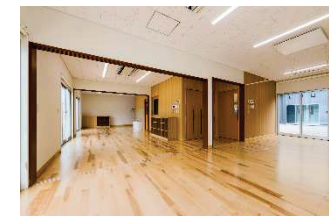
CLTを活用した設計・建築等の実証



木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及

[お問い合わせ先]

(1、2事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
 (3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

<対策のポイント>

資源小国である我が国において、森林は国内に豊富な賦存量を有する数少ない資源であり、これを可能な限り活用することは、経済安全保障上の観点からも極めて重要となっています。このため、国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備、原木供給力の強化に向けた高性能林業機械等の導入、住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換に向けた取組、海外に依存する燃油や資材の価格高騰や供給難への対応に向けた木質バイオマスエネルギー転換に向けた取組、きのこの生産施設における省エネ化や高騰した生産資材の導入支援による体質強化の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 建築用木材供給力強化対策

既存設備の機能向上やストック機能の強化も含めた国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援するとともに、川下と連携した需要先確保の取組を推進します。さらに、木材加工流通施設等への原木供給力の強化に向け、高性能林業機械等の導入を支援します。

2. 建築用木材転換対策

住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換に向け、木材製品流通事業者を対象にした講習会の実施や普及ツール作成、住宅の主要構造部等に国産の製品等を用いた施工・設計への転換・普及を支援します。 資料3-6

3. 燃油・資材の森林由来資源への転換対策等

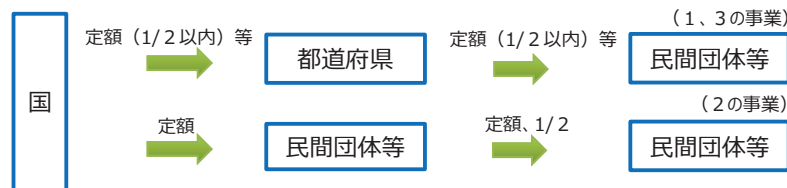
① 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

海外依存燃油からの転換促進を図るため、木質バイオマスの収集・運搬への支援と合わせ、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組を支援します。

② 特用林産生産資材高騰対策

きのこ生産者の体質強化を促進するため、省エネ化やコスト低減等に向けた施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1の加工施設整備、2の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
 (1の高性能林業機械、3の②の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
 (3の①の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2297)

木構造振興(株)と(公財)日本住宅・木材技術センターでは、林野庁補助事業「都市木造建築技術実証事業」を下記の通り募集致します

資料 3-1

1 事業の趣旨

本事業は、非住宅・中高層分野の建築物における木造化・木質化、ツーバイフォー工法や木質パネル工法等の普及、建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化等への対応やリフォーム等による長寿命化に向けて、建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善を行う事業についての提案を募り、その過程により、新たな発想等を引き出すとともに、普及のための課題点やその解決方法を明らかにし、具体的な需要につなげることを目的としています。

2 公募する事業内容

公募する実証事業は次の2種類（併用可能）で、下表の（1）から（4）の内容に関するものを対象とします。

- 建築実証：強度又は耐火性に優れた建築用木材を活用した建築物の建築
- 技術実証：強度又は耐火性に優れた建築用木材の活用に向けた技術開発、再検証・改善

なお、（1）については、建築物の主要用途が一戸建ての住宅の場合にあっては、応募できません。

実証事業の内容	例
(1)非住宅・中高層分野の建築物における木造化・木質化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・強度や耐火性に優れた建築用木材を構造部材として利用した非住宅・中高層建築物を建築することにより、コスト縮減や施工方法等を検討・確認するもの【建築実証】 ・このような構造部材について、実際の建築物への実証を前提とした性能試験・技術開発や、建築物への実証に基づく再検証・改善を行うもの【技術実証】
(2)ツーバイフォー工法や木質パネル工法等の普及に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・強度に優れた建築用木材を活用し、ツーバイフォー工法や木質パネル工法など高い普及性が見込まれる工法を用いた建築物を建築することにより、コスト縮減や施工方法等を検討するもの【建築実証】 ・このような工法について、実際の建築物への実証を前提とした性能試験・技術開発や、建築物への実証に基づく再検証・改善を行うもの【技術実証】
(3)建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・強度に優れた建築用木材を活用し、建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化に対応した建築物を建築することにより、コスト縮減や施工方法、木造による断熱の効果等を検討・確認するもの【建築実証】 ・このような対応に向けて、実際の建築物への実証を前提とした性能試験・技術開発や、建築物への実証に基づく再検証・改善を行うもの【技術実証】
(4)リフォームや耐久性向上等による長寿命化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・強度や耐火性に優れた建築用木材を耐力壁や耐震ブレースとして活用し、建築物の長寿命化に資する改築・修繕を行うことにより、コスト縮減や施工方法等を検討・確認するもの【建築実証】 ・このような改築・修繕に向けて、実際の建築物への実証を前提とした性能試験・技術開発や、建築物への実証に基づく再検証・改善を行うもの【技術実証】

3 応募資格

応募者は、建築実証の場合は建築主、技術実証の場合は事業実施の担当者とします。建築主とは、提案する建築物の建築費等を支出する者として、事業実施の担当者とは、提案内容を主体的に実施する者であって事業経費を負担する者として。

4 補助の内容

提案する実証事業に係る助成率は建築実証の場合は3/10、技術実証の場合は定額を上限に助成します。

5 事業規模

本事業規模は、建築実証で4件程度で39,660,000円程度、技術実証では5件程度で30,000,000円程度の助成額を予定しています。

6 事業の期間

実施者の実証事業の実施期間は、別に定める助成金交付申請を木構振が承認した日から、令和6年2月20日までです。

7 応募の受付

応募書類の受付は 令和5年5月29日（月）～令和5年6月26日（月）13時（必着）とします。

※「都市木造建築技術実証事業検討委員会」での審査を経て採択者を決定します。書類審査の他、ヒアリングを行うことがあります。

8 公募説明会の開催

公募説明会を令和5年6月6日（火）16時より、Web開催します。参加受付は令和5年6月5日（月）18時まで以下のお問い合わせ先にメールをお送りください。参加のURLをお送り致します。なお、公募説明会は、公募の必須条件ではありません。また採点への影響もありません。参加せずとも、事業提案頂けます。

9 お問い合わせ先及び応募書類提出先

〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2

(公財)日本住宅・木材技術センター 研究技術部 担当：板橋、清水、石部

TEL：03-5653-7581 E-mail：gijutsu@howtec.or.jp

詳細は住木センターHP（<http://www.howtec.or.jp/>）に掲載する募集要領を参照してください。

令和5年度作業安全強化促進支援事業 安全診断対象事業者の募集について

事業の内容

木材・木製品製造業（家具を除く）における労働災害の発生率を示す死傷年千人率は、令和3年には全産業と比較して4.6倍と非常に高い状況にあります。

本事業では、木材産業における労働安全対策を推進するため、木材・木材製品製造業の知識を有する安全指導者が、本事業に応募された木材産業事業者の中から選定された事業者について安全診断、指導を行い、改善方策の提示等を行います。

応募される事業者の要件

木材産業事業者のうち製材業を営み、労働安全に積極的に取り組まれている、若しくは取り組まれようとされる事業者。

本事業の結果は、報告書等に取りまとめ公表することとしており、そのことに同意を頂ける事業者（公表に際しては匿名も可）。

対象事業者の選定

応募された事業者の中から全国で20社程度を対象事業者として選定します。選定の結果につきましては、応募された事業者あてメール等でお知らせします。

選定された事業者につきましては、令和5年6月～令和5年11月頃にかけて安全診断、指導等を実施します。

応募期間と方法

令和5年5月17日（水）～令和5年6月16日（金）

様式に必要事項を記載の上、メールでお申し込み下さい。

[様式（ここをクリック）](#) 送り先：anzen@zenmoku.jp

令和4年度木材産業の安全コンサルタントによる安全診断・指導・調査分析事業については[こちら](#)

お問い合わせはこちら



ご不明の点等につきましては、本事業の事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 03-3580-3215（平日10:00～17:30）

✉ anzen@zenmoku.jp

令和5年度木材製品輸出産地育成に向けた取組の実施者公募について

当協会は、令和5年度木材製品輸出産地育成に向けた取組（令和5年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち木材製品輸出拡大実行戦略推進事業のうち）について、川上から川下まで連携し、輸出に向けた合意形成や輸出事業計画の策定を図るための取組を行う実施者を募集します。

標記事業の実施を希望される者は、別添の「令和5年度木材製品輸出産地育成に向けた取組公募要領」を熟読のうえ、同要領の「6」に記載する関係書類に記載のうえご応募ください。

[公募期間について]

- 一次募集：令和5年5月9日(火)～5月31日(水) 正午まで
- 二次募集：令和5年6月1日(木)～6月15日(木) 正午まで

*但し、応募者が一定数に達した時点で二次募集は行わず募集を締切ることといたします。

令和5年5月9日

一般社団法人日本木材輸出振興協会
会長 山田 壽夫

[別添 「令和5年度木材製品輸出産地育成に向けた取組公募要領」](#)

[別記様式1 実施提案書](#)

[別記様式2 提案者に関する事項](#)

輸出先国の規格・基準等に対応した性能検証等支援事業の公募について

(再公募)

一般社団法人 日本木材輸出振興協会

1. 事業の趣旨

2030年に5兆円を目指す農林水産物・食品の輸出目標の実現に向け、林産物分野では、原材料で単価の低い丸太の輸出額が木材製品輸出総額の4割にもものぼる近年の実態からのシフトチェンジを図ることが求められており、特に製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図っていくことが喫緊の課題となっています。

このため、本事業は輸出先国等のニーズや規格・基準等に対応した製品開発や性能検査・実証を行う取組についての提案を募り、具体的な輸出拡大につなげていくことを目的としています。

一般社団法人日本木材輸出振興協会は、本募集要領に基づき輸出先国のニーズや規格・基準等に対応した製品開発や性能検証等を行う事業（以下「事業」という。）を募集し、優れた提案を選定します。事業の実施に当たっては、別に定める輸出先国の規格・基準等に対応した性能検証等支援事業助成金交付規程（以下「助成金交付規程」という。）によりその経費の定額を助成します。

2. 公募する事業

提案される事業は、次の要件が考慮されていることが求められます。

- (1) 輸出先国のニーズや規格・基準等への対応を踏まえたもの
- (2) 付加価値の高い日本産木材製品の輸出拡大に資するもの
- (3) 事業成果に波及効果が期待できるもの
- (4) 提案した事業を令和6年3月11日までに完了できるもの

3. 応募資格

応募者は、民間団体等であって、以下の全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 木材の利用、輸出及び海外市場等に関する知見を有すること
- (2) 提案した事業活動を行う意思及び具体的計画を有し、活動の内容を的確に実施できる能力を有すること
- (3) 事業の実施に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び対応能力を有すること
- (4) 事業の実施状況・結果の利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること
- (5) 日本国内に所在し、交付された助成金の適正な執行に関し、責任を負うことができること

4. 事業規模

再公募の事業規模は助成額（国庫補助金額）として約25,000,000円を予定しています。

5. 公募期間

令和5年5月24日（水）～令和5年6月23日（金）17時まで（必着）

[公募要領（PDF）](#)

[別紙様式\(提案書\)（ワード）](#)

[助成金交付規程（PDF）](#)

詳細については公募要領をご覧ください。

6. お問い合わせ先・応募書類提出先

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4 階
一般社団法人 日本木材輸出振興協会 （担当：大屋敷）
TEL：03-5844-6275 FAX：03-3816-5062
メールアドレス：tds@j-wood.org

全国木材協同組合連合会と(公財)日本住宅・木材技術センターでは、林野庁補助事業「外構部等の木質化対策支援事業(企画提案型実証事業)」を下記の通り募集致します

1 事業の趣旨

本事業は、これまで木材利用が低位であった施設等の外構部及び外装の木質化により、木製外構及び木製外装の認知度の向上や木製外構及び木製外装に関連する知識の普及並びに情報の収集等の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することを目的とするものであり、建築物の外構部等に利用できる木質部材の普及、耐久性を向上させる維持管理の方法など技術的な課題への対応等先進的な取組の効果を実証する事業(以下「企画提案型実証事業」という。)を支援します。

2 対象となる事業

屋外に設置される外構施設又は外装(戸建住宅の外構施設又は外装を除く。)であって、建築物の外構部及び外装の木質化に係る先進的な取組の効果、又は普及効果の実証を通じて課題解決に取り組む次の実証事業を対象とします。

なお、(1)、(2)いずれの実証においても、整備する施設の維持管理計画、成果の普及活動及び成果の波及効果等について検討を行うものとします。

- (1) 木材・製品・技術の性能等の検証に関するもの
外構部等における木材の新たな利用方法等を企画し、性能等を確認するもの。
- (2) 利用者や社会に及ぼす効果等の把握に関するもの
木質化した外構施設又は外装が利用者や社会に及ぼす効果等を把握するもの。

3 応募資格

企画提案型実証事業に応募できる者は、企画提案型実証事業の対象施設を施工する者(建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、大工工事業又は造園工事業に係る許可を有する者)とし、公募及び実施要領に定めるすべての要件を満たす者としてします。なお、連名による応募はできません。

4 補助の内容

企画提案型実証事業の実施に当たっては、別に定める公募及び実施要領によりその経費の定額を助成します。

5 事業規模

助成額として全体で約50,000,000円を予定しています。採択する件数の目安は4件程度です。

6 応募の受付

応募書類の受付は 令和5年4月26日(水)～令和5年6月26日(月) 17時(必着)とします。

7 公募説明会の開催

令和5年5月12日(金)15時より公募説明会を開催します。参加受付は令和5年5月11日(木)18時まで下記のお問い合わせ先にメールをお送りください。参加のURLをお送り致します。なお、公募説明会参加は、応募の必須条件ではありません。また参加の有無が採点に影響することはありません。参加せずとも、応募いただけます。

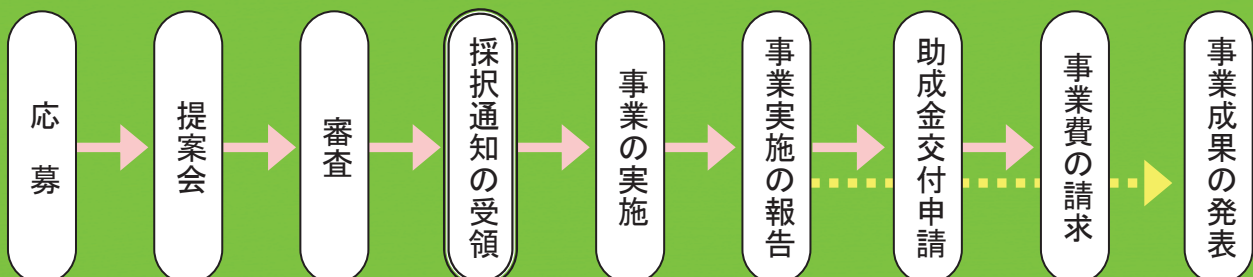
8 お問い合わせ先及び応募書類提出先

〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2
(公財)日本住宅・木材技術センター 研究技術部 担当：太田原、佐野
TEL：03-5653-7581 E-mail：mokuzai@howtec.or.jp

「外構部の木質化対策支援事業(企画提案型実証事業)」の詳細については、
住木センターwebサイト(<https://www.howtec.or.jp/>)に掲載する公募及び実施要領をご覧ください

「外構部の木質化対策支援事業(外構実証型事業)」については、全国木材協同組合連合会のwebサイト(<https://www.kinohei.jp/>)をご覧ください

事業の流れ(応募者および実施者の主な手続き等)



応募の後に開催する提案会(7/7)において、実施する実証事業についてご説明いただきます。
審査委員会での審査を経て採択する企画提案型実証事業を決定します。

令和4年度(補正)
建築用木材の転換促進支援事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

※詳細は全国木材組合連合会のHPをご確認ください。
<https://kenchiku-tenkan.jp/>



事業趣旨

我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心に蓄積量が増加している中で、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮のうえで、森林の適切な整備・保全が必要となっており、そのためには、森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化、森林の適切な管理に結び付けることが重要です。

そのため、これら豊富な森林資源を可能な限り利用するとともに、海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築に向けて、住宅分野への木材利用において、品質・性能の確かな国産の製品等への転換とその普及を図ることにより、国内製品のシェアを拡大していくことが重要となっています。

本事業は、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築に向けて、丸太の有効利用にも資する製材の利用比率の向上を目指すこととして、建築事業者、設計者等が、住宅の主要構造部(柱及び横架材)等に品質・性能の確かな国産の製品等(JAS構造材等)を利用する取組に対して必要な経費を助成する取組となります。

また、この取組を行った事業者から、国産の製品等の利用に係る課題やメリット等の情報を報告していただきます。

本事業の概要

本事業は、住宅の主要構造部等に品質・性能の確かな国産の製品等を利用する取組(以下「利用事業」という。)を支援します。利用事業には、施工者を対象とした**施工利用**と設計者を対象とした**設計利用**の2種類があります。

利用事業		
事業種	施工利用	設計利用
対象者	施工者	設計者
対象物件	3階以下の戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅。 木造及び木造とその他の構造との混構造	
要件	<p>○以下の(1)又は(2)を満たすこと。</p> <p>(1)申請物件の柱及び横架材の総材積の半数以上に製材(JAS製材(乾燥処理を施した旨の表示が付されたものに限る)又は乾燥材であることを確認できたもの)を使用すること。</p> <p>(2)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条の3に定める構造耐力上主要な部分において、申請物件の延べ床面積(m²)(木造部に限る)に0.05(m³/m²)を乗じた値以上のCLTを使用すること。</p>	
助成対象	<p>○上記要件を満たす建築物において使用される製材(JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの)及びCLT</p> <p>○上記要件を満たす建築物において使用されるその他JAS構造材(ただし、上記要件を満たす建築物において使用される製材(JAS製材又は乾燥材であることを確認できたもの)及びCLTの総材積を助成上限材積とする)</p>	上記要件を満たす建築物の木造部の設計費(意匠設計・構造設計)の1/2
上限	1棟当たり150万円	木造部分の床面積(m ²)×6,350円/m ²
その他	同一建築物において、設計利用と併用可能。 申請上限は 県単位で5棟まで 。	同一建築物において施工利用と併用可能。設計利用のみの申請は認めない。 申請上限は 県単位で5棟まで 。

